

第319回月例会報告概要

報告日：2013年（平成25年）10月19日

報告者：東 裕一（大阪経済大学）

報告テーマ：租税（課税）回避 — 主にタックスヘイブン対策税制について

報告者コメント：今年6月のG8サミットで話題となり、その後新聞報道が頻繁になっている「租税（課税）回避」の問題について、そもそもの発端であり、タックスヘイブン対策税制の主な標的にされている便宜置籍船を巡る判例を題材にして検討してみたい。

報告の概要：

1. はじめに

2013年6月G8サミット→租税回避問題の浮上

Tax Wars（各国が歳入確保のための争い）の発生

2. 国際課税の概要

①租税条約

②価格移転税制

③過小資本税制

④コーポレートインバージョン

⑤その他

3. 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）とは

①実質所得者課税の原則（法人税法11条）

②内国法人にかかる特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入（租税特別措置法66条の6）

→低率課税国にある、特定の範囲の事業を行う一定の子会社（特定外国子会社。同条2項・3項、同法施行令39条の14参照）が対象

③内国法人にかかる特定外国子会社等の課税対象金額等の損金不算入の可否

→合算説と非合算説の対立

4. 双輝汽船事件（最判平成19年9月28日・民集61巻6号2486頁）

〔 第1審：松山地判平成16年2月10日・訴務月報52巻2号690頁 原告勝訴
控訴審：高松高判平成16年12月7日・判例タイムズ1213号129頁 原告敗訴 〕

①争点：特定外国子会社等に該当するパナマ便宜船籍会社にかかる欠損を内国親会社の損金に算入（合算）できるか

②判旨：上告棄却（原告敗訴）。益金の算入がなされているからといって、損金の算入が認められるわけではない。

5. 中国における来料加工に関する香港子会社の適用除外要件該当性をめぐる裁判

6. 私見

Tax Warsは、当初のタックスヘイブン対策税制では対処できない状況に至っている。